



くらしと憲法

憲法記念春のつどい 開催

2011年5月27日、京都憲法会議は京都市中京区のハートピア京都にて、自由法曹団京都支部・憲法を守る婦人の会と共催で「憲法記念春のつどい」を開催しました。名古屋大学法学研究科教授の本秀紀さん（憲法学）を講師に招き、市民約70名が参加しました。

冒頭、京都憲法会議代表幹事の上田勝美さんが、被災地の住民や原発作業員の現状について触れたうえで、「日本国憲法は何よりも生きる権利（生命権）を大切にしている」と訴えました。

本さんは、「いのち、くらし、憲法—震災後に、国のあり方を問い直す—」のテーマで、震災が突きつける憲法論の課題として、①「自衛隊」の「活用」ではなく「真正の非常事態」に対する人の命を守るプロ集団（災害救助隊）の必要性、②住民の命と暮らしを守るための「住宅への権利」「地方自治」の議論、③「あった方がいい」が「自分のところはゴメン」という点で、OKINAWAとFUKUSHIMAが相似形をなしているとの認



識、を指摘しました。

本さんによると、憲法の実現を妨げているのが「安保法体系」だとし、まずは「『思いやり』は誰のために？」として日米安保について、普天間基地返還問題と2010年12月17日に閣議決定された新「防衛計画の大綱」とが検討されました。前者につき、米軍の駐留経費の75%を負担している異常性（ドイツ33%、韓国40%）を確認しつつ、沖縄県民の意思が明確にもかかわらず普天間返還が実現しない理由として、地理的条件や財政的理由に加え、沖縄に負担を押しつける日本の政治構造という「ヤマト問題」を指摘しました。後者については、国際社会において傾きつつあるアメリカ中心体制を軍事力で維持しようとする国際ネットワークに日本が組み込まれたのが「日米同盟」深化路線だとし、海外派遣恒久法制定論（集団的自衛権行使容認論）が強化される危険性を述べました。

次いで、憲法を現実にするために必要な視点として民主主義のあり様を二つに



分けて問題にしました。その一つが民意反映を妨げる制度的要因で、小選挙区中心の選挙制度と政党助成制度の問題性を、「チルドレン議員」量産などを例にとりつつ明らかにしました。その二が、「市民的公共圏」のあり様だとし、理念像として「熟議民主主義」の可能性を提起しました。まとめとして、平和的生存権の視点からの「東アジア共同体構想」の可能性や、「平時」における憲法実現の具体化が呼びかけられました。

財界の改憲論

1、政権交代があり、さらに大震災・津波・原発事故が起こり、「改憲論」は一見影をひそめたかの如く見えますが、実際には改憲への不気味な動きが進んでいます。衆院のみならず参議院でも憲法審査会の規定が制定され、あとは委員が選任されれば憲法改悪のための議論をいつでも国会で開始できるようになっています。6月には改憲派の議員が超党派で、まず憲法改正手続（96条）自体を簡単にするための議員連盟が発足しました。

2、一方、7月7日には民主党政治改革推進本部で衆議院の比例定数を80削減する案が正式に決定されました。参議院についても7月27日、民主党参院議員総会で、選挙区を合区して、京都の議席も2から1に減らす等で議席を40削減する案を正式に了承しました。野田新首相は、もともと「A級戦犯は戦争犯罪人ではない」という歴史観の持ち主であり、国会議員定数削減については衆院比例部分全廃論者です。民主党代表選挙の政策では衆議院80、参院40の定数削減を明言しています。同時に消費税増税法案を2011年通常国会に提案するとし、TPP参加も表明しています。前原政調会長は9月7日ワシントンで、海外での自衛隊の武器使用の緩和、武器輸出三原則の見直しを発言しています。大阪に典型的にみられるように、地方議会定数の大幅削減の動きも顕著です。

質疑では、「日本での熟議文化形成の可能性」などが論じられました。

最後に、つどいの参加者全員によって「参議院憲法審査会規定案の強行採決に抗議する声明」と「衆参両院の比例定数削減に反対する声明」が承認されました※。

※二つの声明は、京都憲法会議事務局より京都選出国會議員に6月18日に郵送しました。

3、大震災にもかかわらず、こうした動きが進むのは、民主党が財界の意向に忠実に従おうとしているからです。実は財界団体のひとつ「経済同友会」は2011年1月11日に「2020年の日本創生」という提言を発表しています。この提言は国家機構・財政・社会保障・外交安保等、財界が求める日本の将来像を全面的に展開しています。国家機構については2017年に道州制導入を提言し、安全保障・改憲関係では集团的自衛権の解釈変更・「武器輸出三原則」の緩和・海外派兵恒久法の制定を要求しています。同時に社会保障制度改革の断行、消費税を最終的に17%まであげること、他方では法人実税率を40%から最終的には25%まで引き下げること、さらにTPP参加を要求しています。消費税増税や社会保障改革の効率化のための制度として「国民生活者番号」（国民総背番号制）の全面的な導入、2017年には「電子政府化」の完了をめざすとしています。

こうした政策を実現する国会をつくるために「一票の格差是正」と同時に定数削減と選挙制度改革を要求しています。

4、財界の描く「日本の将来像」は私たちにとっては、まさに「地獄絵」です。こうしたことを許さないために、まず議員比例定数削減を許さない、真に民意を反映する選挙制度実現の大きな運動をおこしていきましょう。（岩佐英夫）

憲法エッセイ

「改めて考える、『小国主義』という選択肢
～『攻められたら、どうするの?』という問いとかかわって」

8月20日から21日、京都憲法会議事務局の夏合宿が福井県の芦原温泉で行われた。そこで一つの論点となったのが、「最近の中国の軍拡をどう見るか?」。中国の軍拡を一つの根拠に、昨年末に閣議決定された「防衛計画の大綱」は、「動的防衛力」などと「武力により威嚇」を示唆しているが、我々は有効に反論すべく説得力あることばをいかに紡ぐか。「憲法9条のもと、攻められたら、どうするのだ?」という古くからの問いに通じる論点である。

その場では、ある憲法学研究者から「攻められたら、降参すればいいのではないか」との発言もあった。憲法学会においても、長谷部恭男（東京大学）が「穏和な平和主義」を主張して政府解釈（自衛隊合憲論）を追認して以来、この種の議論がそれなりになされている。たとえば佐々木弘通（東北大学）は、①敵国家と戦争を行う前、②敵国家との戦争時、③敵国家と戦争を行った後、という3局面を想定して、「非武装平和主義」と「穏和な平和主義」を比較する。そして今日の国際社会を念頭に、②の局面で「非武装平和主義」の方が「穏和な平和主義」よりも、国民の生命・財産等を保全するという点で明白に優位であるから、「非武装平和主義」の方が個人主義を基盤とする近代立憲主義と原理的に適合する、と論じる（「非武装平和主義と近代立憲主義と愛国心」憲法問題[19]）。

ところで、この種の議論で最も明快な主張といえば、古いが、中江兆民の『三酔人経綸問答』での洋学紳士のものではないか。「要塞をつぶし、軍艦を撤廃して、他国に対して殺人を犯す意志がないことを示し、また、他国もそのような意志を持つものでないと信じることを示し…」と、洋学紳士は日本国憲法前文「信頼の原則」のようなことを語る。それに対し豪傑君は「もしどこか凶暴な国

が、われわれが軍備を撤廃したのにつけ込んで出兵し、襲撃してきたらどうします」と反論する。すると洋学紳士は、「私は、そんな狂暴な国は絶対ないと信じている。もし万一、そんな狂暴な国があったらあいは、私たちはそれぞれ自分で対策を考える以外に方法はない。ただ私の願いとして、私たちは武器ひとつ持たず、弾一発たずさえず、静かに言いたいのです。…彼らがなにも聞こうとしないで、小銃や大砲に弾をこめて、ねらうなら、私たちは大きな声で叫ぶまでのこと、「君たちは、なんと無礼非道な奴か。」そうして、弾に当たって死ぬだけのこと」と述べるのである。

兆民は、洋学紳士に「領土がせまく、人口が少ない国のばあいは、道義によって自己を守るのでなければ、他にたよれるものあろうはずはない」といわせるように、彼が強調したのは「信義」であり「道義」であった。だが、歴史学者の田中彰が注目するのは、兆民が小国に座標軸をとっていたことである。田中は、明治維新期の『米欧回覧実記』以来、植木枝盛、中江兆民、内村鑑三、三浦鍔太郎、石橋湛山、そして日本国憲法へと、この国には小国主義という思想が「地下水脈として脈々と流れつつも、つねに表層へと噴出するエネルギーを秘めている」という（『小国主義—日本の近代を読み直す—』（岩波新書、1999））。

「バブル経済」崩壊前後の1990年代には浦部法穂・浦田一郎・和田進といった憲法学者によって「豊かさの問い直し」という文脈で、小国主義的主張も展開された。今年3月11日の東日本大震災、そして東京電力の原子力発電所事故を受けて、この国でも「経済のあり方」や「暮らしのあり方」を問い直す議論がなされている。情緒的な議論を超えて、日本国憲法を軸にした政策論へと結びつけるにあたり、「小国主義」という思想を一つの選択肢として表層へ浮かび上がらせる

ことはできないものだろうか。いや、そもそも現在の日本の政治家と国民には、小国主義思想の求める「信義」や「道義」を

期待すること自体が、そもそも不可能な状況なのだろうか。

(事務局・奥野恒久)

京都憲法会議 事務局

〒606-8397
京都市左京区聖護院川原町4-13
教育会館別館

e-mail : info@kyoto-kenpokaigi.com

FAX : 075-255-2507
(京都憲法会議担当宛と明記)

<http://www.kyoto-kenpokaigi.com/>

9月30日 京都憲法会議 総会 開催

3・11東日本大震災とその後の原発事故を受け、経済や暮らしのあり方が問われています。しかし、その水面下では、社会保障のさらなる改悪、消費税の増税、TPP、普天間の辺野古移転、さらには改憲といった、かつてから財界やアメリカがねらっていたことを民主・自民・公明の「大連立」で突破しようとする動きが出ています。選挙制度「改悪」の動きも軽視できません。

京都憲法会議として、どのように情勢を見て、どのような運動を展開していくべきか、しっかりとご議論をいただきたく思います。事務局体制の若返りを含め、様々な提起をさせていただく予定です。

京都憲法会議総会は、9月30日(金) 18:30から コープイン 京都(京都市中京区柳馬場蛸薬師上ル)にて行います。

ぜひ、ご参加ください。

『憲法記念秋のつどい』の情報を

いち早くお届けします!

秋のつどいが下記の日程と場所で開催されます。まだ詳細は決まっていますが、ぜひ予定をあけておいてください。

日時 : 2011年11月11日(金) 18:30(予定)

場所 : キャンパスプラザ京都(JR京都駅近く)

講師は、鈴木宣弘さん(東京大学大学院農学生命科学研究科教授)にお願いすることになりました。鈴木さんからお聞きになりたい内容などありましたら、事務局までお寄せください。



久々の発行になってしまいました。申し訳ありません。今後は、つどいの報告など、定期的に発行したいと考えております。よりよい紙面にしていきたいと思っておりますので、ご意見・ご要望などありましたら、事務局までお願いします。

それではみなさま、総会でお会いしましょう。